

保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

## 日本脳炎（第1期・第2期）定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間と接種間隔で受けることが大切です。規定された期間と接種間隔以外の接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

### 1 期・回数、対象年齢、標準接種期間、間隔

| 期・回数 |      | 対象年齢          | 標準的な接種期間 | 間隔                                    |
|------|------|---------------|----------|---------------------------------------|
| 第1期  | 初回2回 | 生後6か月～7歳6か月未満 | 3歳       | 6日以上（標準的には6～28日）あけて2回                 |
|      | 追加1回 |               | 4歳       | 第1期初回2回目接種終了後、6か月以上（標準的にはおおむね1年）あけて1回 |
| 第2期  | 1回   | 9歳～13歳未満      | 9歳       | 1回                                    |

※ ワクチンの供給状況によっては、標準的な接種時期や希望するときに接種を受けられない場合がありますが、対象年齢内に接種を終わらせるようにしてください。

【特例対象者】 積極的な勧奨差し控えの影響により接種期間を延長しています。

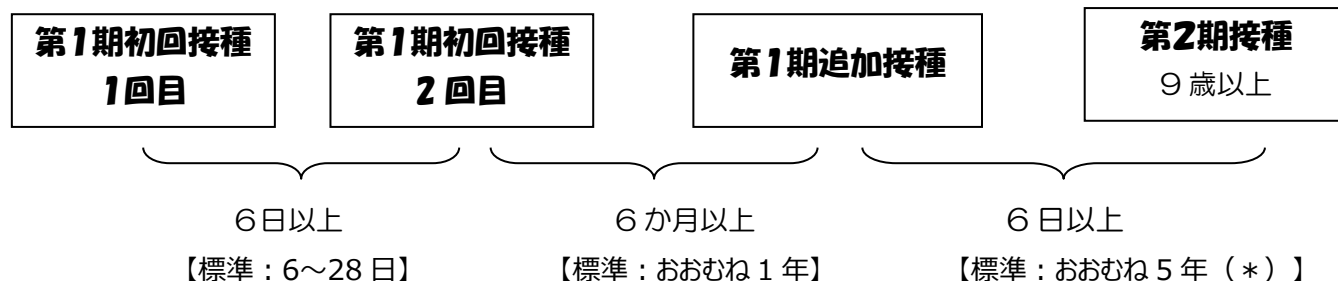
（特例制度は、制度上は平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれが対象ですが、令和7年度においては下記の方が該当します。）

| 平成17年（2005年）4月2日～平成19年（2007年）4月1日生まれの方は<br>20歳未満まで、合計4回の接種のうち不足分が無料（公費負担） |                         |                                    |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 1回も接種していない方                                                               | 第1期初回                   | 6日以上（標準的には6～28日）の間隔で2回             |
|                                                                           | 第1期追加                   | 第1期初回接種終了後6か月以上（標準的にはおおむね1年）の間隔で1回 |
|                                                                           | 第2期                     | 第1期追加接種終了後6日以上（※）の間隔で1回            |
| 1～3回接種している方                                                               | 6日以上（※）の間隔で計4回のうち不足分を接種 |                                    |

（※）法令の規定では、4回目の接種は3回目から6日以上の間隔をおけば接種可能とされています。

第1期の接種を3回受けた方は、最後の接種からおおむね5～10年毎に1回接種することで、日本脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されます。

### 2 接種方法



※ 過去に接種を受けた時期によっては、今後の予防接種の間隔が異なる場合があります。具体的な接種間隔等は、かかりつけ医にご相談ください。

3 接種費用 無料（公費負担）

4 実施場所 調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は、調布市の予診票を必ずお持ちください。

裏面あり

## 5 その他

- (1) 接種前に、別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は、必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は、予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

### 日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐（おうと）、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。

日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致死率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

国内での患者発生は西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月頃まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及、環境の変化などで患者数は減少しました。最近では高齢者を中心に患者が発生していますが、平成27年には10か月児の日本脳炎確定例が千葉県から報告されています。また、平成28年は高齢者を中心に11人の報告がありました。令和5年は12月3日時点までに6人が報告されています。

### 日本脳炎ワクチンと副反応について

現在国内で使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

局所反応としては、紅斑、内出血、疼痛（いたみ）、膨脹（はれ）、そう痒感（かゆみ）等、全身の反応としては、発熱、発疹、じんましん、頭痛、咳嗽（せき）、鼻漏、咽頭発赤、咽頭痛、嘔吐、下痢、食欲不振、腹痛です。稀に、ショック、アナフィラキシー、ADEM、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病等を起こしたとの報告もあります。

### 「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、子ども家庭センターへご相談ください。